

競争法に係わるコンプライアンス規則

第1章 総則

第1条（目的）

本規則は、一般社団法人日本アスファルト合材協会（以下「本協会」という。）が主催するすべての会合（総会、理事会、委員会の他、懇親会など、形式を問わず本協会の活動とされる会合をいう。以下単に「会合」という。）の運営、統計情報の収集・集計、各種調査・公表等、事業者団体としての活動に当たり、我が国独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（以下「競争法」という。）を遵守するための規則及び活動指針を定め、もって本協会の活動が競争法に違反することを防止することを目的とする。

第2条（適用の範囲）

本規則は、本協会が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、当該事業活動において、前条の目的を理解し、本規則を遵守しなければならない。

第3条（責任者及び担当部署）

本協会の競争法コンプライアンスに係わる総括責任者は会長とし、担当責任者を常務理事とし、その業務を業務部長が担当する。

第2章 会合の運営

第4条（出席者）

本協会の運営するすべての会合には1名以上の本協会の常務理事又は職員（就業規則等で定める職員と出向社員を含む。）が同席する。

第5条（禁止事項）

会合においては、次のような行為を行うことを目的とする議論や情報交換を行ってはならない。

- (1) 販売価格、供給数量などの取り決め。
- (2) 価格戦略、価格構成、価格変更の予定などの申し合わせ。
- (3) 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの申し合わせ。
- (4) 取引先、取引数量、売上高、市場占有率などの取り決め。
- (5) その他競争法に抵触するおそれのある行為。

第6条（周知・徹底）

本協会は、本協会の会合に参加する者に対し、本規則を配付し、内容についての周知と徹底に努めなければならない。

第7条（会議の議題の事前確認）

本協会の会議（以下、総会、理事会、委員会及びそれに付随する全ての会議を言う。）の議長及び協会職員は、会議の開催に際し、会議の議題が第5条の各号に抵触しないことを確認し、参加者に対して事前に議題を通知しなければならない。

第8条（禁止議題）

会議の出席者は、現在又は将来における製品の価格・出荷数量・製造数量、およびその見込値また

は予測値に関し、競争法又は第5条に抵触するおそれのある意見交換、又は情報交換等をしてはならない。

第9条（議論の中止又は会議の閉会）

会議において、競争法上疑義を招きかねない議論に及んだときは、次の対応を行う。

- (1) 議長等は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して、注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長等は当該会議を終了させ、当該終了事由を議事録に記載するものとする。
- (2) 出席者は、会議の進行中において、他の出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、議長等に対して、発言者に注意を促すことを求めるなど、議長等の議事進行に協力する。

2 会議以外の懇親会等の会合に関しては、前項を準用する。

第10条（議事録の作成）

会合に出席した本協会役職員は、会合において出席者が不適切な言動を行った場合の対応の記録を残す観点から、原則として定款上定められている会合においては議事録を作成する。

第3章 統計業務

第11条（統計業務）

統計業務は、常務理事が統括する事務局および資料部会（以下「統計担当」という。）の業務とする。統計資料は、過去の客観的な市況事実として集計し、集計結果を現状把握のため提供するものであり、その目的以外に使用してはならない。また、統計業務の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 会員から提供を受ける統計情報は機密事項として扱い、その情報の収集・集計は統計担当が自ら行うものとし、他の本協会役職員、会員、外部との情報遮断を行う等情報管理を徹底すること。
- (2) 統計担当は、統計業務の報告に関して必要な場合のみ統計情報を提供した会員の統計担当者と接触できるものとし、それ以外での接触を行わないこと。
- (3) 統計担当が統計情報提供会員や本協会役職員に提供する統計情報は、全会員の集計結果のみとし、個別会員を推測し得る情報の開示は行わないこと。
- (4) 会合における需要予測等将来予測値の検討に当たっては、具体的な個別会員情報を開示しての議論、意見交換は厳に避けるとともに、将来予測値を会員及び外部に提供する際には概括的な内容とし、会員相互間での協調行動を惹起するような形での情報提供は行わないこと。

第4章 その他

第12条（教育と研修）

本協会の常務理事と職員は、定期的に競争法コンプライアンスに係わる教育と研修を受け、競争法遵守に関する意識の向上に努めなければならない。

第13条（通報と対応措置）

本協会の役員、職員及び会員は、本規則に抵触する不適切な行為又はそのおそれのある行為を発見した場合は、本協会業務部長にその事実を通報し、業務部長は再発防止及び事前防止についての措置を常務理事に上申し、適正な対応措置を講じなければならない。

附則 本規則は、平成29年10月1日より施行する。